

現行	改正後（案）
<p>(道路の位置の指定)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 計画敷地が<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項</u>の許可の申請をし、又は<u>同法第11条</u>の協議をした工事に係る土地である場合は、前項の表に掲げる図面のうち当該申請又は協議の際に提出した図面と同一のものについては、これを省略することができる。</p> <p>(第3項及び第4項省略)</p> <p>(擁壁又は防土堤の規模及び構造)</p> <p>第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあつては第1号に、防土堤にあつては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。</p> <p>(第2号省略)</p>	<p>(道路の位置の指定)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 計画敷地が<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この項において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)</u>による改正前の<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項及び別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。)</u>第8条第1項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可の申請をし、又は<u>旧宅地造成等規制法第11条(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)</u>の協議をした工事に係る土地である場合は、前項の表に掲げる図面のうち当該申請又は協議の際に提出した図面と同一のものについては、これを省略することができる。</p> <p>(第3項及び第4項省略)</p> <p>(擁壁又は防土堤の規模及び構造)</p> <p>第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあつては第1号に、防土堤にあつては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の</u>宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。</p> <p>(第2号省略)</p>